

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月20日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅本 賢一

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド(年4回決算型)

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間 上限200億円
継続申込期間 上限1,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

有価証券報告書を提出したことに伴い、2025年7月30日付をもって提出した有価証券届出書（2026年1月5日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

下線部 _____ が訂正部分です。

原届出書の該当事項については、それぞれ下記の内容に訂正されます。

第一部 【証券情報】**(4) 【発行（売出）価格】**

継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<訂正前>

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（信託約款第23条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

（略）

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbi-am.co.jp/

<訂正後>

() 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（信託約款第23条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

（略）

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbi-am.co.jp/

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの基本的性格

<訂正前>

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/その他資産（パブリック・クレジット、プライベート・クレジット）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（略）

<訂正後>

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信/海外/その他資産（パブリック・クレジット、プライベート・クレジット）」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）をご覧ください。

（略）

ファンドの特色

<訂正前>

1 SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、上場投資信託証券に投資し、実質的に欧米のパブリック・クレジット投資、プライベート・クレジット投資を行います。

・パブリック・クレジット投資とは⇒

欧米のバンクローン、ハイイールド社債、転換社債・ハイブリッド債などへの投資をいいます。

・プライベート・クレジット投資とは⇒

欧米のダイレクトレンディング(ローン)への投資をいいます。

2 本ファンドが実質的に投資対象とする上場投資信託証券は、従来からのバンクローン、ハイイールド社債などのパブリック・クレジット投資に加え、プライベート・クレジット投資(非公開会社が発行したローン、債券等)を組入れることで、インカム・ゲインを生み出すことを目的としています。

● 上場投資信託証券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。

● 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

3 年4回(原則として、1月、4月、7月および10月の各20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、第2計算期末以降、分配方針に基づき分配を行います。

*初回決算日(第1計算期末)は、2025年10月20日となります。

*第1計算期末には分配を行いません。

● 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4 本ファンドおよびマザーファンドの運用にあたっては「SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社

「オルタナティブ投資の民主化」を推進し、投資家の皆様の最適な資産運用の実現に貢献することを目的に、SBIグループとKKR & Co. Inc.の合併会社として、2024年2月に設立されました。

国内の運用会社に、KKRが運用するオルタナティブ資産・戦略について、運用の特長、リスク管理手法等に関する助言を行っています。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

<訂正後>

1 SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じて、上場投資信託証券に投資し、実質的に欧米のパブリック・クレジット投資、プライベート・クレジット投資を行います。

- ・パブリック・クレジット投資とは⇒
欧米のバンクローン、ハイイールド社債、転換社債・ハイブリッド債などへの投資をいいます。
- ・プライベート・クレジット投資とは⇒
欧米のダイレクトレンディング(ローン)への投資をいいます。

2 本ファンドが実質的に投資対象とする上場投資信託証券は、従来からのバンクローン、ハイイールド社債などのパブリック・クレジット投資に加え、プライベート・クレジット投資(非公開会社が発行したローン、債券等)を組入れることで、インカム・ゲインを生み出すことを目的としています。

- 上場投資信託証券への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

3 年4回(原則として、1月、4月、7月および10月の各20日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、第2計算期末以降、分配方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。原則として、経費控除後の配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

4 本ファンドおよびマザーファンドの運用にあたっては「SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社

「オルタナティブ投資の民主化」を推進し、投資家の皆様の最適な資産運用の実現に貢献することを目的に、SBIグループとKKR & Co. Inc.の合併会社として、2024年2月に設立されました。

国内の運用会社に、KKRが運用するオルタナティブ資産・戦略について、運用の特長、リスク管理手法等に関する助言を行っています。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2025年9月9日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始（予定）

<訂正後>

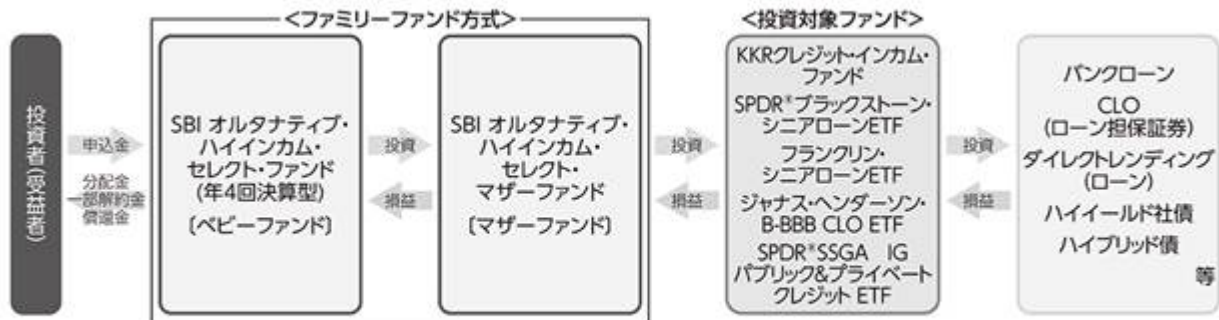
2025年9月9日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

<訂正前>

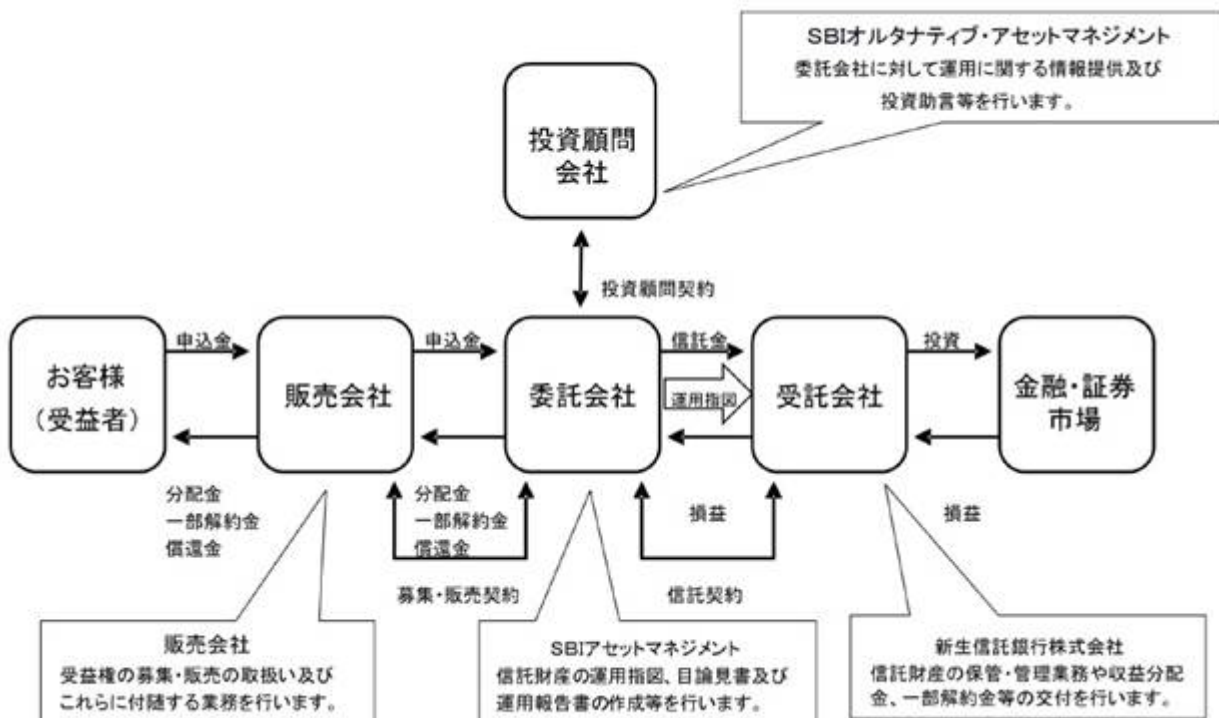
本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※投資対象ファンドにより、組入れる資産が異なります。
 ※投資対象ファンドについては、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

※投資対象ファンドは、それらの資産規模や市況動向により、委託会社の判断によって追加・変更される場合があります。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2025年4月末日現在）

(略)

<訂正後>

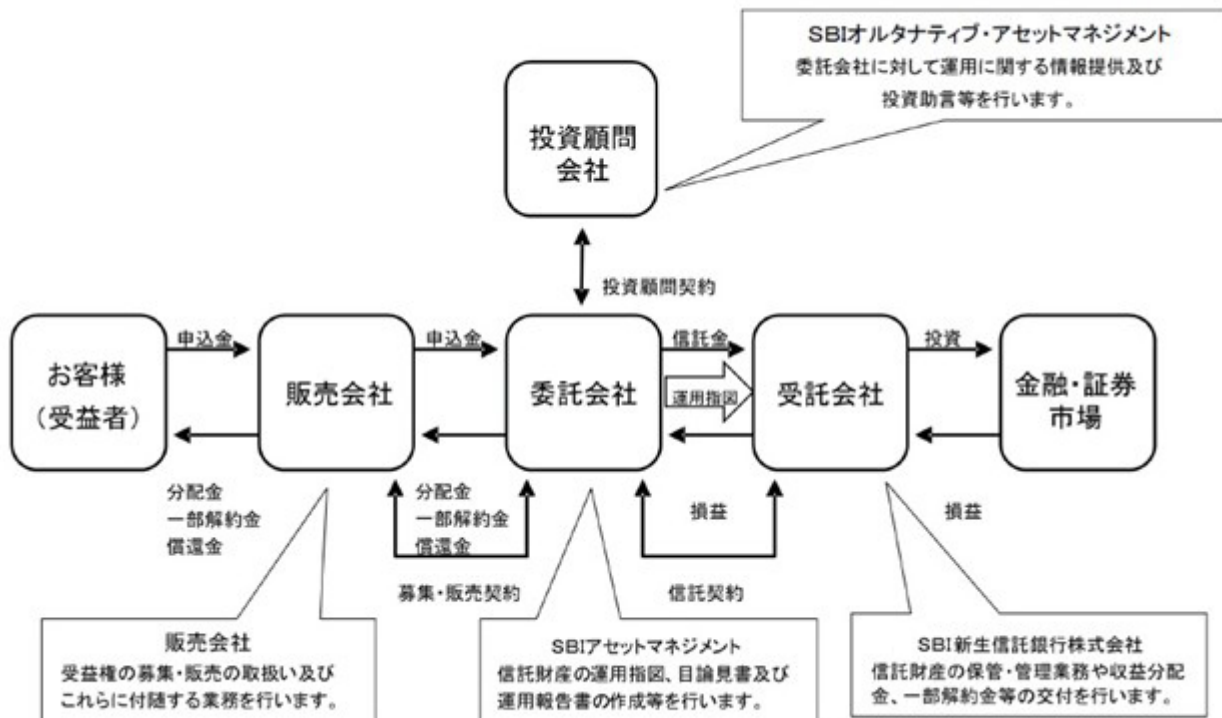
本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託(ペーパーファンド)の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



- ※投資対象ファンドにより、組入れる資産が異なります。
- ※投資対象ファンドについては、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。
- *1 State Street® ブラックストーン・シニアローンETFは、2025年10月31日付けで、SPDR®ブラックストーン・シニアローンETFより名称変更されました。(以下同じ)
- *2 State Street® IG パブリック&プライベートクレジットETFは、2026年3月1日付けで、SPDR®SSGA IG パブリック&プライベートクレジットETFより名称変更されました。(以下同じ)

※投資対象ファンドは、その資産規模や市場動向により、委託会社の判断によって追加・変更される場合があります。

委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託しています。

委託会社の概況（2026年1月末日現在）

(略)

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

(略)

運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

<訂正前>

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、新生信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるSBIオルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

<訂正後>

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、SBI新生信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるSBIオルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(略)

マザーファンドの概要

<訂正前>

下記概要は、2026年1月5日現在の状況であり、今後、変更になる場合があります。

ファンド名	SBIオルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、インカムゲインの獲得と長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定める上場投資信託証券（以下「投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>投資対象ファンドを通じて、欧米のパブリック・クレジット投資、プライベート・クレジット投資を行います。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>本ファンドの運用にあたっては「SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。</p> <p>SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 「オルタナティブ投資の民主化」を推進し、投資家の皆様の最適な資産運用の実現に貢献することを目的に、SBIグループとKKR & Co. Inc.の合併会社として、2024年2月に設立されました。</p> <p>国内の運用会社に、KKRが運用するオルタナティブ資産・戦略について、運用の特長、リスク管理手法等に関する助言を行っています。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 株式への直接投資は行いません。 デリバティブの直接利用は行いません。 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限（設定日：2025年9月9日）
決算日	毎年7月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	新生信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
投資顧問(助言)会社	SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社

（参考情報）投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です。

（有価証券届出書提出日現在）

名称	KKRクレジット・インカム・ファンド
種別	上場投資信託証券
運用方針	オーストラリア証券取引所（ASX）上場の当ファンドは、KKRのクレジット投資チームが運用する複数戦略への投資を通じ、リスク調整後リターン追求と、収益創出を目的とした多様なオルタナティブ・クレジット投資ポートフォリオへのアクセスを提供することを目指します。 戦略は、パブリック・クレジット分野の「グローバル・クレジット・オポチュニティ戦略」と、プライベート・クレジット分野の「欧州ダイレクト・レンディング戦略」の二つによって構成されています。 資金の借入により、レバレッジをかけることが可能ですが、流動性管理に限定されます。
管理報酬	年：1.10%
運用会社	KKR オーストラリア・インベストメント・マネージメント・ピー・ティー・ワイ・リミテッド 運用会社は、KKR & Co. Inc.（通称KKR）の一部門です。KKRは米国に本社を置く世界的な投資会社で、1976年に設立、2010年にニューヨーク証券取引所に上場され、プライベート・エクイティ、クレジット、不動産、インフラ、保険などの分野で幅広い投資活動を行っています。

名称	SPDR [®] ブラックストーン・シニアローンETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	投資元本の保全を図りつつ、インカム収益の獲得を目指します。本ETFは、原則として、純資産（投資目的の借入れも含む）の80%以上をシニア・ローンへ投資することにより、Markit iBoxx米ドル建てリキッド・レバレッジド・ローン指数およびモーニングスターLSTA米国レバレッジド・ローン100指数を上回る投資成果を目指します。シニア・ローンへの投資に際しては、サブ・アドバイザーであるブラックストーン・リキッド・クレジット・ストラテジーズ・エル・エル・シーが、一般的なローン市場よりも変動性が低いと考えるポートフォリオの構築を目指します。
管理報酬	年：0.70%

運用会社	<p>ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・マネージメント・インク</p> <p>運用会社は、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメント（State Street Investment Management）の一部門です。State Street Investment Managementは1978年にSSGAとして設立され、米国マサチューセッツ州ボストンに本拠地を置く世界有数の資産運用会社の一つです。</p>
------	---

(略)

名称	SPDR [®] —SSGA IGパブリック & プライベートクレジット ETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	<p>主に投資適格債券(パブリック・クレジット商品とプライベート・クレジット商品の両方を含む)に配分するアクティブ運用ファンドです。</p> <p>幅広い投資適格債券に積極的に配分することで、インカムと並行してリスク調整後リターンの最大化を目指しています。また、アポロ・グローバル・セキュリティーズ・エル・エル・シーが調達するプライベート・クレジット商品に投資する場合があります。</p>
管理報酬	年：0.70%
運用会社	<p>ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・マネジメント・インク</p> <p>運用会社は、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメント（State Street Investment Management）の一部門です。State Street Investment Managementは1978年にSSGAとして設立され、米国マサチューセッツ州ボストンに本拠地を置く世界有数の資産運用会社の一つです。</p>

(略)

<訂正後>

下記概要は、2026年1月末日現在の状況であり、今後、変更になる場合があります。

ファンド名	SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、インカムゲインの獲得と長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定める上場投資信託証券（以下「投資対象ファンド」という場合があります。）を主要投資対象とします。
投資態度	<p>投資対象ファンドを通じて、欧米のパブリック・クレジット投資、プライベート・クレジット投資を行います。</p> <p>投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。</p> <p>組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>本ファンドの運用にあたっては「SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社」の投資助言を受けます。</p> <p>SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社 「オルタナティブ投資の民主化」を推進し、投資家の皆様の最適な資産運用の実現に貢献することを目的に、SBIグループとKKR & Co. Inc.の合弁会社として、2024年2月に設立されました。</p> <p>国内の運用会社に、KKRが運用するオルタナティブ資産・戦略について、運用の特長、リスク管理手法等に関する助言を行っています。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>株式への直接投資は行いません。</p> <p>デリバティブの直接利用は行いません。</p> <p>外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

信託期間	無期限（設定日：2025年9月9日）
決算日	毎年7月20日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	SBI新生信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
投資顧問(助言)会社	SBIオルタナティブ・アセットマネジメント株式会社

（参考情報）投資対象ファンドの概要

マザーファンド受益証券を通じて、実質的に投資する投資対象ファンドの概要です。

（2026年4月末日現在）

名称	KKRクレジット・インカム・ファンド
種別	上場投資信託証券
運用方針	オーストラリア証券取引所（ASX）上場の当ファンドは、KKRのクレジット投資チームが運用する複数戦略への投資を通じ、リスク調整後リターン追求と、収益創出を目的とした多様なオルタナティブ・クレジット投資ポートフォリオへのアクセスを提供することを目指します。 戦略は、パブリック・クレジット分野の「グローバル・クレジット・オポチュニティ戦略」と、プライベート・クレジット分野の「欧州ダイレクト・レンディング戦略」の二つによって構成されています。 資金の借入により、レバレッジをかけることが可能ですが、流動性管理に限定されます。
管理報酬	年：1.10%
運用会社	KKR オーストラリア・インベストメント・マネージメント・ピー・ティー・ワイ・リミテッド 運用会社は、KKR & Co. Inc.（通称KKR）の一部門です。KKRは米国に本社を置く世界的な投資会社で、1976年に設立、2010年にニューヨーク証券取引所に上場され、プライベート・エクイティ、クレジット、不動産、インフラ、保険などの分野で幅広い投資活動を行っています。

名称	State Street [®] ブラックストーン・シニアローンETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	投資元本の保全を図りつつ、インカム収益の獲得を目指します。本ETFは、原則として、純資産（投資目的の借入れも含む）の80%以上をシニア・ローンへ投資することにより、Markit iBoxx米ドル建てリキッド・レバレッジド・ローン指数およびモーニングスターLSTA米国レバレッジド・ローン100指数を上回る投資成果を目指します。シニア・ローンへの投資に際しては、サブ・アドバイザーであるブラックストーン・リキッド・クレジット・ストラテジーズ・エル・エル・シーが、一般的なローン市場よりも変動性が低いと考えるポートフォリオの構築を目指します。
管理報酬	年：0.70%
運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンズ・マネージメント・インク 運用会社は、ステート・ストリート・インベストメント・マネージメント（State Street Investment Management）の一部門です。State Street Investment Managementは1978年にSSGAとして設立され、米国マサチューセッツ州ボストンに本拠地を置く世界有数の資産運用会社の一つです。

（略）

名称	State Street [®] IGパブリック&プライベートクレジット ETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	主に投資適格債券（パブリック・クレジット商品とプライベート・クレジット商品の両方を含む）に配分するアクティブ運用ファンドです。 幅広い投資適格債券に積極的に配分することで、インカムと並行してリスク調整後リターンの最大化を目指しています。また、アポロ・グローバル・セキュリティーズ・エル・エル・シーが調達するプライベート・クレジット商品に投資する場合があります。
管理報酬	年：0.70%

運用会社	<p>ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・マネジメント・インク</p> <p>運用会社は、ステート・ストリート・インベストメント・マネジメント(State Street Investment Management)の一部門です。State Street Investment Managementは1978年にSSGAとして設立され、米国マサチューセッツ州ボストンに本拠地を置く世界有数の資産運用会社の一つです。</p>
------	--

名称	インベスコ・シニア・ローンETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	<p>Morningstar LSTA US Leveraged Loan 100 Index(以下「本指数」)をベンチマークとしています。本ETFは、通常、総資産の80%以上で本指数を構成するレバレッジドローンに投資します。本指数は、市場規模、スプレッド、利払い条件に基づき、最大規模の機関投資家向けレバレッジドローンの市場加重パフォーマンスを反映するように設計されています。本ETFは、指数構成銘柄をすべて保有するのではなく、投資目標の達成を目的として「サンプリング手法」を用いてポートフォリオを構築します。</p>
管理報酬	年：0.65%
運用会社	<p>インベスコ</p> <p>運用会社は、米国アトランタを本拠地とする独立系運用会社インベスコ・リミテッドのグループの一員です。「素晴らしい投資体験を通じて人々の人生をより豊かなものとする」ことを会社の存在意義として掲げ、世界20カ国以上に拠点を有し、グローバルな運用力を提供している米国屈指の資産運用会社です。</p>

名称	ジャンス・ヘンダーソン・AAA CLO ETF
種別	上場投資信託証券
運用方針	<p>高品質なAAA格のCLOに90%以上投資し、安定したリスク調整後リターンと低いボラティリティを追求しながら、格下げリスクを抑え、従来型債券との相関を低く保つことを目指します。A-格未満は保有いたしません。</p>
管理報酬	年：0.20%
運用会社	<p>ジャンス・ヘンダーソン・インベスターズ・ユーエス・エル・エル・シー</p> <p>運用会社は、グローバル資産運用会社であるジャンス・ヘンダーソン・グループ(Janus Henderson Group plc)の一部門です。Janus Henderson Group plcは2017年、米国のジャンス・キャピタル・グループと英国のヘンダーソン・グループの合併により誕生、ニューヨーク証券取引所に上場し、世界25カ国以上の拠点でグローバルな運用体制を構築しています。</p>

(略)

(4)【分配方針】

<訂正前>

年4回、原則として、1月、4月、7月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、第2計算期末以降、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

初回決算日(第1計算期末)は、2025年10月20日となります。

(略)

<訂正後>

年4回、原則として、1月、4月、7月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、第2計算期末以降、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(略)

(5)【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたいがいます。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<訂正前>

(略)

() 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比

率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<訂正後>

(略)

- () 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

その他

- () 公社債の借入れ(信託約款第23条)

<訂正前>

(略)

- (八) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(八)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(略)

<訂正後>

(略)

- (八) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(八)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(略)

3 【投資リスク】

(略)

<訂正前>

・ 金利変動リスク

金利の変動により資産の価値が変動する可能性があります。特に債券は金利の変動に大きな影響を受けます。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、本ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

(略)

<訂正後>

・ 金利変動リスク

金利の変動により資産の価値が変動する可能性があります。特に債券は金利の変動に大きな影響を受けます。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、本ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

・ 流動性リスク

組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 為替変動リスク

為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

（略）

<訂正前>

（略）

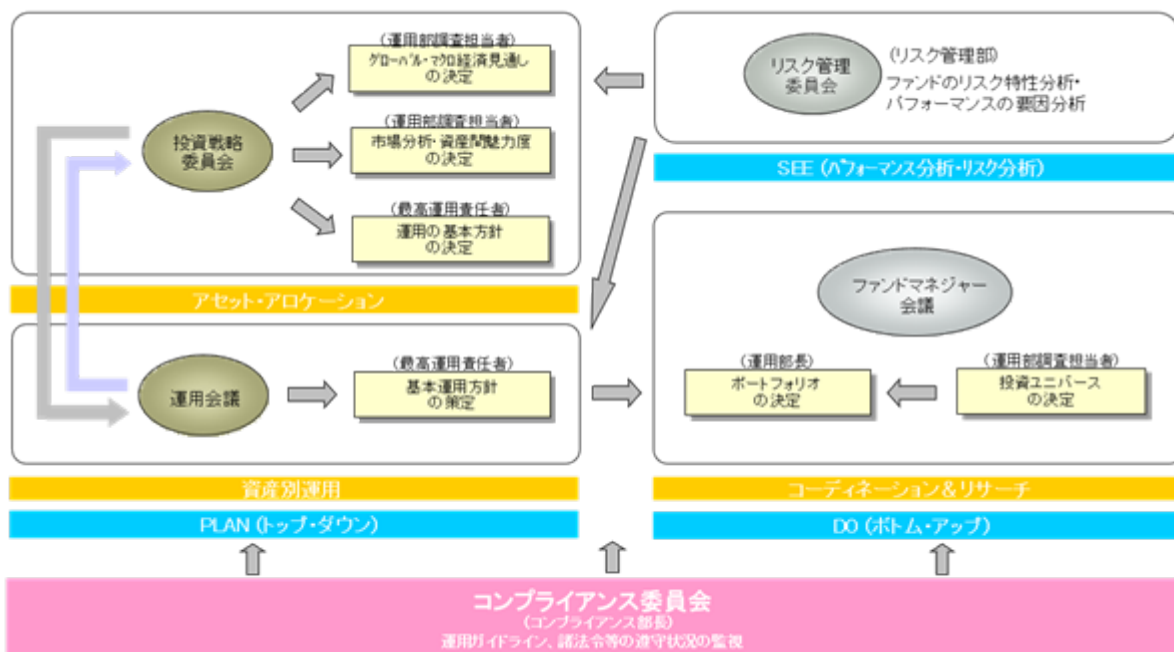
《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



<訂正後>

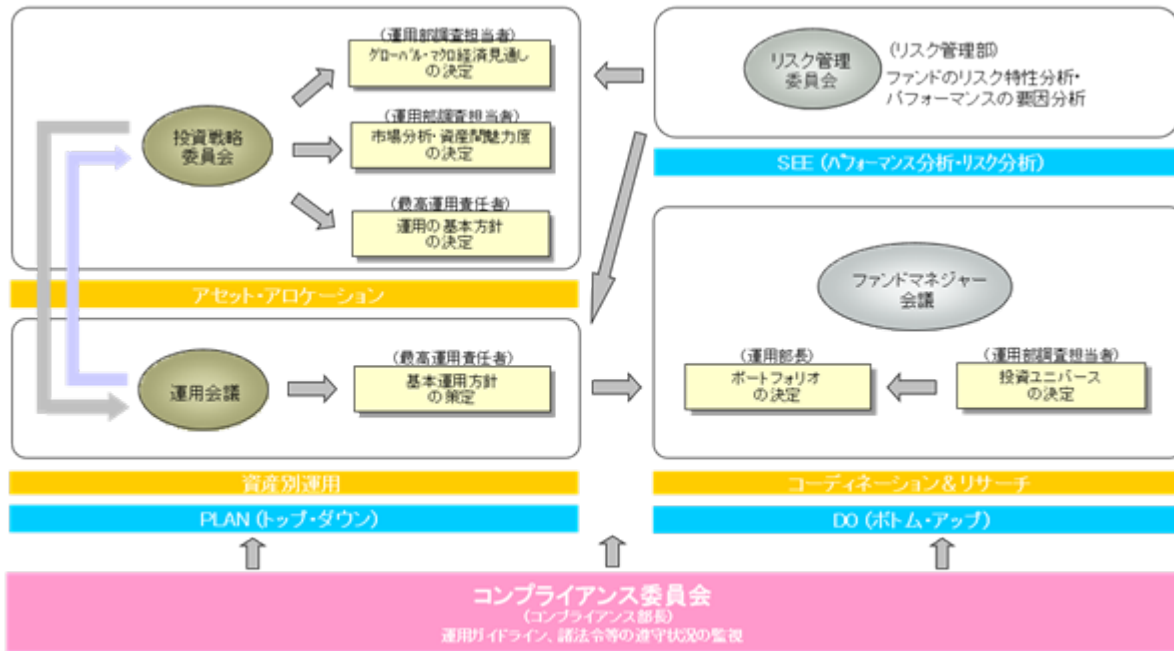
（略）

《リスク管理体制》

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

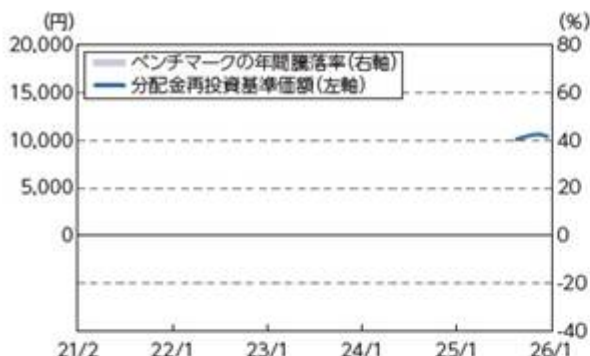


(参考情報) につきましては、以下の内容に訂正・更新します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

（2021年2月～2026年1月）



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

代表的な資産クラス: (2021年2月～2026年1月)



- *上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

(略)

<訂正前>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

<訂正後>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社 電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ https://www.sbiam.co.jp/

(3) 【信託報酬等】

<訂正前>

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.8404%（税抜：年0.764%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p><信託報酬の配分（税抜）></p>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.150%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.014%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。			
投資対象とする投資信託証券*	<p>年0.45%～年1.1%程度 年0.68%程度</p> <p>投資対象である上場投資信託証券の投資配分により異なります。</p> <p>有価証券届出書提出時点で想定する投資配分を基に試算したものです。</p> <p>* 投資対象ファンドの信託報酬率を基に試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定、投資配分の変更、投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。</p>		
実質的な負担*	<p>年1.2904%～年1.9404%程度 年1.5204%程度</p> <p>有価証券届出書提出時点で想定する投資配分を基に試算したものです。</p> <p>* 本ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。</p>		

(略)

<訂正後>

ファンド	<p>ファンドの日々の純資産総額に年0.8404%（税抜：年0.764%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <p>信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率</p> <p>< 信託報酬の配分（税抜） ></p>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.150%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の提供・送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.014%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
<p>上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p>投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。</p>			
投資対象とする投資信託証券*	<p>年0.20%～年1.1%程度 年0.58%程度</p> <p>投資対象である上場投資信託証券の投資配分により異なります。</p> <p>2026年4月末現在で想定する投資配分を基に試算したものです。</p> <p>* 投資対象ファンドの信託報酬率を基に試算した信託報酬率であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの信託報酬の改定、投資配分の変更、投資対象ファンドの変更等により数値が変動する場合があります。</p>		
実質的な負担*	<p>年1.0404%～年1.9404%程度 年1.4204%程度</p> <p>有価証券届出書提出時点で想定する投資配分を基に試算したものです。</p> <p>* 本ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。</p>		

(略)

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

(略)

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は有価証券届出書提出日現在、以下の通りです。

(略)

<訂正後>

(略)

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2026年1月末日現在、以下の通りです。

(略)

5【運用状況】

以下の内容に訂正・更新します。

【SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）】

(1)【投資状況】

(2026年1月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	2,874,518,828	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	676,014	0.02
合計(純資産総額)		2,873,842,814	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

(2026年1月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	SBI オルタナティブ・ハイ インカム・セレクト・マザーファン ド	2,712,066,071	1.0828	2,936,625,142	1.0599	2,874,518,828	100.02

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2026年1月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2026年1月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2026年 1月20日）	2,892,886,092	2,939,175,681	1.0624	1.0794
2025年 9月末日	2,211,441,698	-	1.0085	-
10月末日	2,568,849,880	-	1.0354	-
11月末日	2,754,095,815	-	1.0554	-
12月末日	2,920,254,165	-	1.0640	-
2026年 1月末日	2,873,842,814	-	1.0393	-

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間末	2025年 9月 9日～2026年 1月20日	0.0170

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間末	2025年 9月 9日～2026年 1月20日	7.9

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1特定期間の収益率は、前特定期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間末	2025年 9月 9日～2026年 1月20日	3,012,866,799	289,949,757	2,722,917,042

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド

投資状況

(2026年1月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	アメリカ	2,253,880,709	78.40
	オーストラリア	431,762,873	15.01
	小計	2,685,643,582	93.42
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	188,965,469	6.57
合計(純資産総額)		2,874,609,051	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

(2026年1月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受 益証券	JANUS HENDERSON B-BBB CLO ETF	106,064	7,397.35	784,593,148	7,394.11	784,249,859	27.28
2	アメリカ	投資信託受 益証券	FRANKLIN SENIOR LOAN ETF	194,798	3,696.20	720,012,964	3,591.03	699,526,280	24.33
3	アメリカ	投資信託受 益証券	SPDR BLACKSTONE SENIOR LOAN	99,255	6,371.96	632,449,093	6,309.27	626,227,546	21.78
4	オースト ラリア	投資信託受 益証券	KKR CREDIT INCOME FUND	1,723,830	253.66	437,278,054	250.46	431,762,873	15.02
5	アメリカ	投資信託受 益証券	SPDR SSGA IG PUB&PRIV CREDIT	36,755	3,919.73	144,069,900	3,914.48	143,877,024	5.01

ロ. 種類別投資比率

(2026年1月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	93.43
合計	93.43

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

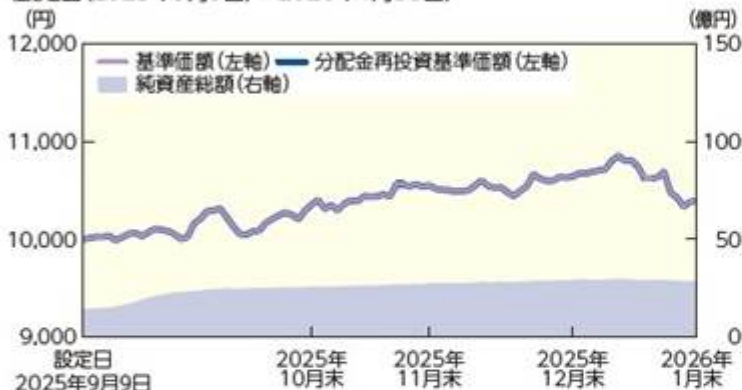
<参考情報>

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2026年1月30日)

(設定日(2025年9月9日)~2026年1月30日)



※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	10,393円
純資産総額	28.73億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2026年1月20日)	170円
設定来累計	170円

組入銘柄

投資対象ファンドの名称	比率
SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%

※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

<<組入銘柄>>

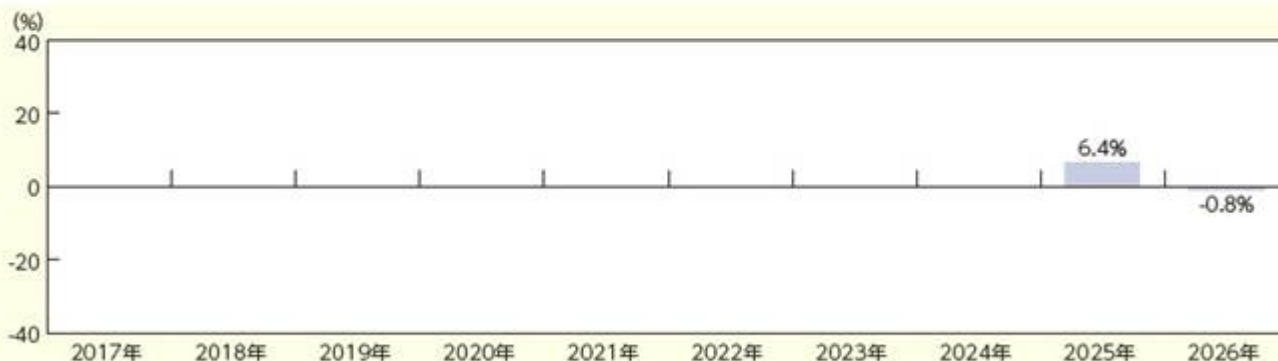
投資対象ファンド	種類	国/地域	通貨	比率
ジャナス・ヘンダーソン・B-BBB CLO ETF	投資信託証券	米国	米ドル	27.28%
フランクリン・シニアローン ETF	投資信託証券	米国	米ドル	24.33%
State Street® ブラックストーン・シニアローン ETF*1	投資信託証券	米国	米ドル	21.78%
KKR クレジット・インカム・ファンド	投資信託証券	オーストラリア	オーストラリアドル	15.02%
SPDR® SSGA IG パブリック&プライベートクレジット ETF*2	投資信託証券	米国	米ドル	5.01%
現金等				6.57%
合計				100.0%

※1 当ファンドは、2025年10月31日付で、SPDR®ブラックストーン・シニアローンETFより名称変更されました。

※2 SPDR®SSGA IG パブリック&プライベートクレジットETFは、2026年3月1日付で、State Street® IG パブリック&プライベートクレジットETFへ名称変更されました。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2025年は設定日2025年9月9日から年末まで、2026年は年初から1月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2025年9月9日～2026年1月20日です。

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.60%	0.85%	0.75%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※その他費用には、投資先ファンド(ファンドが組入れている投資信託証券)にかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドとは、当ファンドまたはマザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く)であり、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

()お申込日

(略)

<訂正前>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

<訂正後>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

2 【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

(略)

<訂正前>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

<訂正前>

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社
電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<訂正前>

() 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（信託約款第23条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(略)

() 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

<訂正後>

（ ）基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（信託約款第23条に規定する借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

（略）

（ ）基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。

なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

(4) 【計算期間】

<訂正前>

この信託の計算期間は、原則として、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日まで、10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2025年10月20日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

<訂正後>

この信託の計算期間は、原則として、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日まで、10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第3【ファンドの経理状況】

以下の内容に訂正・更新します。

SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月（特定期間）ごとに作成していません。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（2025年9月9日から2026年1月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1特定期間 2026年1月20日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	21,682
親投資信託受益証券	2,946,256,920
未収入金	35,030,000
流動資産合計	2,981,308,602
資産合計	2,981,308,602
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	46,289,589
未払解約金	35,012,845
未払受託者報酬	106,764
未払委託者報酬	5,719,382
その他未払費用	1,293,930
流動負債合計	88,422,510
負債合計	88,422,510
純資産の部	
元本等	
元本	2,722,917,042
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	169,969,050
（分配準備積立金）	139,934,691
元本等合計	2,892,886,092
純資産合計	2,892,886,092
負債純資産合計	2,981,308,602

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第1特定期間 自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
営業収益	
受取利息	2
有価証券売買等損益	205,136,920
営業収益合計	205,136,922
営業費用	
受託者報酬	142,172
委託者報酬	7,616,229
その他費用	1,293,930
営業費用合計	9,052,331
営業利益又は営業損失()	196,084,591
経常利益又は経常損失()	196,084,591
当期純利益又は当期純損失()	196,084,591
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,887,815
期首剰余金又は期首欠損金()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,727,711
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,727,711
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,665,848
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,665,848
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	46,289,589
期末剰余金又は期末欠損金()	169,969,050

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日まで及び10月21日から翌年1月20日まで、又特定期間は原則として毎年1月21日から7月20日まで及び7月21日から翌年1月20日までとしておりますが、当特定期間は期首が設定日のため、2025年9月9日から2026年1月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 2026年1月20日現在
1. 当該特定期間の末日における受益権の総数	2,722,917,042口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0624円 (10,624円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間		
自 2025年9月 9 日		
至 2026年1月20日		
1. 分配金の計算過程		
2025年9月9日から2025年10月20日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,155,187円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B	1,123,139円
収益調整金額	C	8,633,440円
分配準備積立金額	D	-円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,911,766円
当ファンドの期末残存口数	F	2,469,626,590口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	80円
10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	-円
2025年10月21日から2026年1月20日		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	44,044,361円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等 損益額	B	131,874,089円
収益調整金額	C	30,034,359円
分配準備積立金額	D	10,305,830円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	216,258,639円
当ファンドの期末残存口数	F	2,722,917,042口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	794円
10,000口当たり分配金額	H	170円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	46,289,589円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間 2026年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1特定期間 自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	189,580,969
合計	189,580,969

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第1特定期間 自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,442,208,511円
期中追加設定元本額	1,570,658,288円
期中一部解約元本額	289,949,757円

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド	2,719,956,537	2,946,256,920	
合計		2,719,956,537	2,946,256,920	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型））は、「SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年1月20日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2026年1月20日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	27,969,133
コール・ローン	177,277,472
投資信託受益証券	2,772,941,265
未収配当金	3,075,122
未収利息	2,914
流動資産合計	2,981,265,906
資産合計	2,981,265,906
負債の部	
流動負債	
未払解約金	35,030,000
流動負債合計	35,030,000
負債合計	35,030,000
純資産の部	
元本等	
元本	2,719,956,537
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	226,279,369
元本等合計	2,946,235,906
純資産合計	2,946,235,906
負債純資産合計	2,981,265,906

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2026年1月20日現在
1. 計算日における受益権の総数	2,719,956,537口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0832円 (10,832円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券及びデリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、金利変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。原則として外貨の送金又は将来の為替変動リスクの回避目的に利用します。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2026年1月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2026年1月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）

投資信託受益証券	28,515,071
合計	28,515,071

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年9月 9 日 至 2026年1月20日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,442,190,000円
期中追加設定元本額	1,567,586,632円
期中一部解約元本額	289,820,095円
期末元本額	2,719,956,537円
元本の内訳	
SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）	2,719,956,537円

（注） は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	FRANKLIN SENIOR LOAN ETF	196,276	4,611,504.62	
		JANUS HENDERSON B-BBB CLO ETF	106,936	5,140,948.20	
		SPDR BLACKSTONE SENIOR LOAN	100,092	4,145,810.64	
		SPDR SSGA IG PUB&PRIV CREDIT	37,028	941,992.32	
アメリカドル小計			440,332	14,840,255.78 (2,347,580,061)	
投資信託受益証券	オーストラリアドル	KKR CREDIT INCOME FUND	1,735,360	4,008,681.60	
オーストラリアドル小計			1,735,360	4,008,681.60 (425,361,204)	
合計				2,772,941,265 (2,772,941,265)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 4銘柄	79.68%	84.66%
オーストラリアドル	投資信託受益証券 1銘柄	14.44%	15.34%

（注）「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）】

【純資産額計算書】

2026年1月30日現在

資産総額	2,886,693,329円
負債総額	12,850,515円
純資産総額（ - ）	2,873,842,814円
発行済口数	2,765,136,966口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0393円
（1万口当たり純資産額）	（10,393円）

（参考）

SBI オルタナティブ・ハイインカム・セレクト・マザーファンド

純資産額計算書

2026年1月30日現在

資産総額	2,886,769,051円
負債総額	12,160,000円
純資産総額（ - ）	2,874,609,051円
発行済口数	2,712,066,071口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0599円
（1万口当たり純資産額）	（10,599円）

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額(2025年4月末日現在)

(略)

<訂正後>

資本金の額(2026年1月末日現在)

(略)

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

(略)

2025年4月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年4月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	267	4,210,190
単位型株式投資信託	539	1,480,433
単位型公社債投資信託	70	134,023
合計	876	5,824,646

<訂正後>

(略)

2026年1月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2026年1月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	287	6,182,686
単位型株式投資信託	492	1,607,864
単位型公社債投資信託	62	107,739
合計	841	7,898,289

第三部 【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

	名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	新生信託銀行株式会社	5,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(略)

<訂正後>

	名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	<u>SBI</u> 新生信託銀行株式会社	5,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	

(略)

独立監査人の監査報告書

2026年4月3日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBIオルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）の2025年9月9日から2026年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIオルタナティブ・ハイインカム・セレクト・ファンド（年4回決算型）の2026年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。